

■景観計画区域内（前橋市全域）で事前協議を要する大規模行為

行 為		対象となる規模
建 築 物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩の変更を変更 することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さが13m、又は延べ床面積が1,000㎡を 超えるもの
工 作 物	新設、増設、改造、移転、外観を 変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	高さが10m、又は築造面積が1,000㎡を超 えるもの （建築物と一体のとき） 高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合 計が10mを超えるもの
土地の区画形質 の変更	都市計画法第4条第12項に規定 される開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの （ただし宅地分譲を除く）
法面・擁壁 の設置	上記の開発行為に伴う法面・擁壁 の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの

※ 増改築にあたっては増改築部分が当該規模に該当する場合、事前協議が必要となります。